

## 四日市市告示第545号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「法」という。）第51条の25第4項及び四日市市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成24年四日市市規則第38号、以下「細則」という。）第19条第2項の規定による廃止の届出がされたので、法第51条の30第2項及び細則第20条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年10月10日

四日市市長 森 智広

- 1 指定特定相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地  
株式会社ファミリア  
三重県桑名市多度町小山2100番地8
- 2 指定等に係る事業所の名称及び所在地  
相談支援事業所ふあみりあ  
三重県四日市市浜田町13-27 白田ビル1階
- 3 廃止年月日  
令和7年9月30日
- 4 事業の主たる対象者  
身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等
- 5 事業所番号  
2430202107

（健康福祉部 障害福祉課）